

○第1回審査会議事概要（4月5日）

- ・事務局より第1回審査会については、未公表の募集要項、選定基準等の不開示情報が含まれることから、非公開としたい旨を説明し、委員の了解を得た。
- ・公園敷地内の確認、建築中の飲食・交流棟内の見学、休憩・宮跡展望棟の見学を行った。
- ・以下、議事の概要は次のとおり。

（1）会長選出・会長代理指名

- ・規則に基づき、会長が選出された。
- ・規則に基づき、会長代理が指名された。

（2）議事の公開について

- ・会議の公開について、資料4に基づき事務局より説明。
- ・第2回審査会については、奈良県情報公開条例第7条第3号及び第5号に該当することから、非公開とすることについて、案のとおり了承された。
- ・第1回及び第2回審査会は概要と審査委員のお名前は、指定管理者の指定後にHPに掲載することが了承された。

（3）募集要項等関係書類について

- ・事務局より、募集要項等関係書類について、資料5から資料10により説明。

【質疑・意見等】

○提案価格の記載方法について

委員：提案価格は消費税込みの価格を記載するのか。

事務局：そのとおり。

○事業者の施工部分について

委員：内装や備品等も事業者が用意するのか。指定期間後に、それらを撤去するのか、県の買い取りがあるかなどの記載も必要と思う。

事務局：指定期間後の取り扱いについて明記する。

○指定管理期間について

委員：指定管理期間を5年とした理由な何か。

事務局：県の一般的な指定管理期間は3年が多いが、初期投資等が必要なことも考慮し5年とした。

○指定管理者の運営が困難になった場合

委員：指定管理者の運営が困難になった場合はどうなるのか。何か記載があるか。

事務局：募集要項と協定書に記載。指定管理者の責により指定が取り消された場合は、県が損害を賠償できることとなっている。ただ、そのようなことのないよう、事業者とうまく協議、調整をして進めていきたいと考えている。

○使用料について

委員：使用料については、条例や規則で定めているのか。その場合、消費税の改訂があった場合、使用料の額も変わるのか。

事務局：使用料については、条例及び規則で定める。消費税の改訂があれば、県全体の使用料を一体的に見直すことが一般的。

○休館日について

委員：月曜休館とあるが、月曜が休日の場合はどうなるか。

事務局：旧平城京歴史館（月曜休/月曜が休日の場合は次の平日）と合わせた形としたい。それ以外の日に開館するかについては、指定管理者の提案による。

○応募スケジュールについて

委員：参加表明（6/2）から申請（7/6）までの期間が短くないか。

事務局：事業者へは指定管理で募集すること等を1月に公表しており、参加を希望する事業者はある程度の準備をしていただいているものと考えている。

委員：事業者が質問をする期間が連休を含んでいるので、短いのではないか。

事務局：質問期間を5月1日から5月10日までとしているものを、5月12日までに変更する。

○交通アクセスに関するもの

委員：公園の場所が、車を利用しないと来園しにくい、公園には右折入場しかできないなど、一般利用者のアクセス方法が弱い。アクセス方法を、明記しておかないと質問があるのではないか。

事務局：公園の位置図にアクセス方法を記載する等を検討する。

○管理に要する経費の記載について

委員：指定管理部分と収益施設運営部分が一体になっているが、指定管理部分は、指定管理料と利用料金収入で賄えるように積算していることを明記しておいた方が良いのではないか。

事務局：管理に要する経費の記載方法について検討する。

(4) 指定管理者候補事業者の選定について

・事務局より、資料 11 及び資料 12 に基づき、指定管理者候補事業者の選定方法等について説明。

【質疑】

○応募事業者（共同事業体）の想定について

委員：運営に関与する事業者は、共同事業体（JV）に参加する必要があるのか。協力企業としての参加も可能か。

事務局：関連する事業者が全て J V に参加する必要があるとは考えていない。協力企業も可能と考えている。

○価格点の計算方法について

委員：この計算方法だと、ダンピングのような心配は無いか。あまり積算をしっかりとせずにいい加減な提案をした方が、良い得点となる可能性もある。

事務局：価格点が 20 点と、150 点中の配分もそれほど高くないことや、施設の維持管理計画や収支計画等の内容で、提案価格での実施が可能かを評価できると考えた。

委員：第 2 回審査会で、財務状況等を確認した上、慎重に採点する。

(5) 第 2 回審査会審査内容について

・事務局より、資料 13 に基づき、第 2 回審査会の審査内容について説明。

・案のとおり了承された。

(6) プレゼンテーション実施要領について

・事務局より、資料 14 に基づき、プレゼンテーション実施要領について説明。

委員：プロジェクターの使用は事業計画書を投影するのみか。事業計画書をスクリーンで見ただけでは、あまり意味が無いのでは無いか。

事務局：基本的に、新規の提案はできないものと考えているが、事業計画書を説明するにあたり必要な範囲で、イメージの投影等は可能としたい。